

「三重県青少年健全育成条例を改正する条例(案)」に対する意見募集でいただいたご意見と県の考え方

	素案に対するご意見の概要	件数	ご意見に対する県の考え方
改正条例案の題名について	「三重県青少年健全育成条例を改正する条例案」ではなく、「三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案」が正しいのではないかと。	1	ご意見のとおり、「三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案」とします。
第二十三条の二について	「児童ポルノ等」という用語は、第四十条第五項の中では同項第二号にしか出てこないため、第二十三条の二中「第四十五項」を「第四十条第五項第二号」に改めてはどうか。	1	ご意見のとおり、「児童ポルノ等」という用語は第四十条第五項第二号にしか出てきていませんが、四十条第五項の中に含まれている罰則であることから、条文については「第四十条第五項」のままさせていただきます。
第四十条第五項第二号ウについて	第四十条第五項第二号中ウ中「供与の申し込み若しくは約束をする」については、何の「供与の申し込み若しくは約束をする」のかが不明確であるため、「又は」の下に「その」を加えてはどうか。	1	ご意見のとおり、「又は」の下に「その」を加え、「その供与の申し込み若しくは約束をする」とします。